

令和5年6月定例県議会における
教育委員会答弁要旨

令和5年7月28日
総務企画課広報室

① 教育現場における理不尽な要求への対処について

【義務教育課・高校教育課】

教育現場で理不尽な要求が行われている現状の認識と、県教育委員会としてどのように対処していく方針なのかを教育長に問う。

学校でも同様の主張を繰り返す、または長時間に及ぶ対応を強いられるといったケースがあります。

保護者からの相談や地域住民からの要望は児童生徒に関することが多く、保護者との良好な信頼関係、地域住民の理解と協力のもとに学校運営がなされていることを踏まえ、まずは納得感を得られるよう傾聴し、「子供の成長をどう支えるのか」という観点から誠実かつ丁寧な対応に努める必要があります。

しかしながら、理不尽な要求への対応は、教職員の心理的な苦痛につながったり、児童生徒への指導を委縮させたりと、教育活動への支障が生じる恐れがあります。

このため、県教育委員会では、対応にあたる教職員が孤立しないよう、管理職との情報共有、複数での対応など、組織的な対応を徹底しています。

また、弁護士による管理職研修の実施やスクールカウンセラーなどの専門スタッフの配置、平成22年に作成した対応マニュアルを令和2年に改訂しました。弁護士や、県警OBであるスクールサポーターの活用など、関係機関の協力を得ながら学校支援体制を構築しています。

今後とも、より実践的な対応例について管理職研修等で取り上げるなど、教師が本来注力すべき子供たちの指導に専念できるよう各学校の組織的対応力を高め、保護者や地域住民から信頼される学校づくりを進めていきます。

② 小・中学校における教師不足の現状と教員採用試験の志願状況について

【教職員課】

今年度の県教育委員会直轄の小・中学校における教師不足の状況と教員採用試験の志願状況はどうなっているのか、教育長に問う。

今年度、小学校53校で63人、中学校41校で50人の定数欠講師の未配置が生じており、この他、正規教員の産休代替・育休代替などの講師の不足が小学校55校で72人、中学校23校で24人となっており、依然として厳しい状況にあると考えています。

また、教員採用試験の志願状況については、大学と連携した取組を強化したことにより、新卒者の志願者は確保していますが、近年の大量採用に伴い、既卒者が大幅に減少したことにより、小学校の競争率は昨年度より0.1ポイント減の1.2倍、中学校は0.3ポイント減の2.3倍となっています。

③ 優れた教員を確保するための取組について

【教職員課】

国における教員採用試験の実施スケジュールの早期化や教員の処遇改善の動きも踏まえ、県教育委員会として、優れた教員を確保するため、どのように取り組んでいくのか、教育長に問う。

現在の教師不足を解消し、質の高い人材を確保するためには、教員採用試験の更なる工夫改善を図るとともに、教職の魅力を上向きさせ、教員が誇りとやりがいを持って働くことができる環境整備が必要であると考えています。

このため、今年度の採用試験から、新たに大学の推薦による特別選考や、教員免許状を持っていない社会人でも、民間企業等で一定の勤務経験があれば受験可能とし、合格後に2年間で教員免許状を取得すれば採用される特例を導入したところです。

また、国の要請を踏まえ、民間企業等における就職活動の早期化に対応するため、来年度から、第一次試験の日程を1か月程度前倒しして、6月16日に実施することや、大学3年生から受験可能とすることなども検討していきます。

さらに、教職の魅力を上向きさせるため、市町村ごとの超過勤務の状況を把握し、より一層の働き方改革の取組を促すとともに、教員の処遇改善については、現在の学校現場の実態を踏まえた制度となるよう、国に対して検討を要望していきます。

① 県内のスポーツ競技団体及び県スポーツ協会における女性理事の割合と今後の取組について

【体育スポーツ健康課】

県内のスポーツ競技団体の理事全体に占める女性の割合と、福岡県スポーツ協会における女性理事の割合を示すとともに、それぞれの団体での取組についてどう促していくのか、教育長に伺う。

今年3月における県スポーツ協会加盟団体の女性理事割合の平均値は17.8%、県スポーツ協会は18.5%です。

適切な団体運営及び事業運営を行っていく上では、女性理事の参画など、多様な人材を取り入れることが重要であると考えています。

今後、県スポーツ協会や各競技団体に対し、研修会や理事長会を通じて、多様な人材確保の必要性を説明することにより、団体の規模や特性に応じた、役員等の適切な体制を整備するよう、促していきます。

② スポーツ大会におけるアスリート盗撮被害防止対策の現状と今後の取組について

【体育スポーツ健康課】

県主催のスポーツ大会においてのアスリート盗撮被害防止対策の現状を示し、更なる強化に向けた今後の取組について、教育長に伺う。

中学校体育連盟や高等学校体育連盟などの学校体育団体が主催する大会では、撮影希望者に対し、IDの発行やビブスを着用させたり、大会役員による見回りや声かけを行ったりしています。

また、水泳や陸上競技においては、会場内に撮影禁止エリアを設置する対策を講じています。

本県の競技力の向上を図っていくためには、今後も安心して競技に専念できる環境を生徒に提供していくことが重要であると考えています。

そのため、様々な研修会を通じて、競技団体が実施している盗撮防止の効果的な対策を、学校体育団体に周知することにより、各競技の特性に応じた対策の強化を図っていきます。

③ 行き過ぎたクレームに対する教育長の認識、教職員への現状、その対策の現状及び今後の対策について

【義務教育課・高校教育課】

行き過ぎたクレームに対する教育長の認識、教職員への現状、その対策の現状、対応のマニュアル化など今後の対策について教育長の所見を伺う。

学校でも同様の主張を繰り返す、または長時間に及ぶ対応を強いられるといったケースがあります。

保護者からの相談や地域住民からの要望は児童生徒に関することが多く、保護者との良好な信頼関係、地域住民の理解と協力のもとに学校運営がなされていることを踏まえ、まずは納得感を得られるよう傾聴し、「子供の成長をどう支えるのか」という観点から誠実かつ丁寧な対応に努める必要があります。

しかしながら、理不尽な要求への対応は、教職員の心理的な苦痛につながったり、児童生徒への指導を委縮させたりと、教育活動への支障が生じる恐れがあります。

このため、県教育委員会では、対応にあたる教職員が孤立しないよう、管理職との情報共有、複数での対応など、組織的な対応を徹底しています。

また、弁護士による管理職研修の実施やスクールカウンセラーなどの専門スタッフの配置、平成22年に作成した対応マニュアルを令和2年に改訂したほか、弁護士や、県警OBであるスクールサポーターの活用など、関係機関の協力を得ながら学校支援体制を構築しています。

今後とも、より実践的な対応例について管理職研修等で取り上げるなど、各学校の組織的対応力を高め、保護者や地域住民から信頼される学校づくりを進めていきます。

④ カスハラの問題を踏まえた道徳や人権などの教育について

【義務教育課・高校教育課・人権・同和教育課】

児童生徒に対し、カスハラの問題を踏まえた道徳や人権などの教育を行っていくべきではないか。その現状と、今後の取り組みについて教育長へ問う。

学校では、道徳教育や人権教育において、思いやり、寛容な心、時と場に応じた適切な言動等について学び、自他の大切さを認め、それが様々な場面での具体的な態度や行動に現れるよう指導の充実を図っています。

県教育委員会としては、今後とも、発達段階に応じ、学校の教育活動全体を通して、思いやりや感謝の気持ち、自分の人権のみならず他の人の人権を尊重する意識、意欲、態度など、他者とのより良い関係を築く基礎となる資質の育成に努めていきます。

⑤ 生成A I に対する見解と、県立高校などにおける取扱いに関する対応について

【高校教育課】

生成A I とそれが生成するものについて、教育長はどのような見解をお持ちか、その認識をお聞かせ願う。そして、県立の高校など県所管の教育機関における生成A I の取扱いに関して、今後どのように対応していくのか、教育長の考えをお聞かせ願う。

生成A I は、有効に活用すれば、生徒の探究的な学習をより深めたり、教員の業務を効率化できる可能性がある一方で、情報漏洩や著作権の侵害、不正確な情報の生成、生徒の批判的思考力や創造性への影響など、様々な懸念があると考えています。

現在、国の審議会において、生成A I の学校での利用に関する議論が行われており、活用が考えられる場面や禁止すべき場面、授業デザインのアイデア等をまとめたガイドラインが夏前に策定される予定です。

県教育委員会としては、情報活用能力の育成という観点から、生成A I とどのように向き合い、使いこなすのかといった視点も踏まえた情報教育を進めていきます。

その際、学校で円滑に対応できるよう、管理職や教育情報化推進主任、情報科教員等を対象とした研修会等において、国のガイドラインをもとに、最新動向や取組事例、留意点等について情報提供するなど、学校を支援していきます。

⑥ 定員内不合格について

【高校教育課】

令和5年度入試の定員内不合格者の状況と昨年度との比較を示すとともに、具体的にどのような指導を行ったのかを問う。また、本年度入試ではどう取り組んでいくのかを問う。

令和5年度入学者選抜における定員内不合格者数は153名で、令和4年度入学者選抜から10名の増となっています。

県教育委員会としては「極力定員内不合格を出さない」という方針が各学校で一層徹底されるよう、県立学校校長会における全体指導に加え、今年2月末に通知を発送しました。

現在、定員内不合格が多く生じた学校に対し、個別にヒアリングを行っているところですが、令和6年度入学者選抜に向けては、高校入試の基本原則として県教育委員会が定める入学者選抜要項において、「極力定員内不合格を出さない」という方針を新たに明記したいと考えています。これにより、全県立高校に対して趣旨を徹底するとともに、志願者・中学校に対しても、この方針を示したいと考えています。

⑦ 小・中学校における定数欠講師等の未配置の状況と今後の取組について

【教職員課】

本年5月1日時点の小・中学校における定数欠講師及び産休・育休代替、病休代替など教員の未配置の状況はどのようになっているのか、併せて今後の取組について教育長に問う。

今年度、必要な定数欠講師が確保できず未配置となっているのは、小学校で63人、中学校で50人となっており、この他、正規教員の産休代替・育休代替などの講師の未配置が小学校で72人、中学校で24人となっています。

この解消のため、引き続き退職者や教員採用試験受験者への働きかけを行うとともに、教員免許状を持ちながら、現在、教職に就いていないペーパーティーチャーを対象とした説明会の実施など全力を挙げて講師登録者の確保に努めていきます。

⑧ 小・中学校における早期退職者の推移と教員の離職防止の取組について

【教職員課】

本県の早期退職者の推移を示し、県教委は、教員の離職を防ぐためどのように取り組むのか、教育長に問う。

定年退職以外の退職者数は平成30年度以降300人前後で推移していますが、近年、30歳以下の若年教員の退職者が増加しており、平成30年度の81人から、令和4年度は全体の約半数の158人となっています。

このため、若年教員に対しては、教職生活の円滑なスタートのため、先輩教員との交流会やアンケートの実施を通して、教科指導や学級経営等の課題を共有し、その解決を図るための支援を行い、早期退職の防止に努めていきます。

なお、精神疾患による休職者の早期退職の防止策として、復職の際には、職場復帰訓練を実施し、複数の精神科医による職員及び所属長との面談において、復帰後の勤務に関する助言等を行い、円滑な職場復帰を支援しています。

また、今年度から早期退職募集制度の対象年齢を、年度末において定年前10年以内である者に引き上げ、40歳代の中堅教員は制度を利用できないよう見直すこととしています。

さらに、高齢期の教員が、定年まで健康でやりがいを持って働くことができるよう、ICT化による校務効率化や小学校における専科指導の推進など学級担任の負担軽減を図るとともに、管理職等による日常的な健康管理やメンタルヘルス対策など、職場環境の整備に努めていきます。

① 自転車ヘルメット着用推進の現状と取組について

【**高校教育課**・義務教育課】

〔 小・中学校そして高校の児童生徒の命を守るため着用を推進すべきと考えるが、
対策の現状と今後の取組について教育長の答弁を求める。 〕

県教育委員会では、本年4月の法改正を見据えて、昨年度から、自転車乗車用ヘルメット着用の努力義務化について各学校及び市町村教育委員会に周知をしています。加えて、小中学校の安全担当者を対象とした研修会において、各学校での啓発を依頼しています。

さらに、今年度、県立学校長会において、大切な命を守るヘルメットの着用が努力義務となることを生徒のみならず保護者にも周知するよう指導するとともに、自転車事故での深刻な被害を防ぐためにホームルームや全校集会、交通安全教室等での自転車安全利用の指導など学校でも取組を行うよう重ねて通知をしています。

県教育委員会としては、県警察が行うモデル校指定の取組も活用しながら、生徒会を中心として、自転車事故を防ぐために何をすべきか生徒自身が考え、ヘルメット着用推進に向けて主体的に活動するよう促すなど、交通安全教育の充実に取り組んでいきます。

② 教員不足の原因と今後の対策について

【**教職員課**】

〔 教員不足の原因と今後の対策について、教育長に問う。 〕

近年の教師不足については、教員の大量退職に加え、小学校における35人学級の実施や特別支援学級の増加による教員定数の伸びがある一方で、教員採用試験の志願者と講師登録者が減少していることが、主な要因であると考えています。

この解消のためには、新規採用者の確保が重要であり、今年度の採用試験から、新たに大学の推薦による特別選考を導入するとともに、来年度から、第一次試験の実施日を6月16日に前倒しすることや、大学3年生から受験可能とすることなど、更なる工夫改善を検討していきます。

また、講師登録者の確保のため、引き続き退職者等への働きかけを行うとともに、現在、教職に就いていないペーパーティーチャーを対象とした説明会の実施など全力を挙げて教師不足の解消に努めていきます。

③ 臨時免許状による講師の任用状況とその認識について

【教職員課】

臨時免許状により任用された本年5月1日現在の政令市を除く小・中学校及び県立高校の教員の小中高校別の人数と、学級担任を受け持つ教員数を示し、この状況について教育長の認識を問う。

今年度、臨時免許状により任用されている講師の人数は、小学校で433人、中学校で79人、県立高校で30人となっており、このうち、学級担任をしているのは、小学校で350人、中学校で44人、高校で3人となっています。

近年、臨時免許状の授与件数が増加していることは、教師不足の状況において、やむを得ない対応ですが、可能な限り新規採用者と普通免許状を持った講師の確保に努め、その減少を図っていきたいと考えています。

④ 学校現場の意見を踏まえた働き方改革の推進について

【教職員課】

これまで県教育委員会が進めてきた働き方改革は現場の実態にそぐわない改革になっているのではないかと。今一度現場の教員の意見を十分に踏まえて働き方改革を進めるべきと思うが、教育長の決意を問う。

県教育委員会では、働き方改革取組指針に基づき、学校に求める各種調査の精選や高校入試における調査書様式の統一、県立学校への校務支援システムの導入など、学校現場の意見や要望を反映した業務改善を進めてきたところです。

また、各学校においても、会議の見直しやICTを活用した業務の効率化に取り組んだことなどにより、教員の超過勤務は一定程度減少しているものと考えています。

今後とも、校長会や市町村教育委員会と連携しながら、学校現場の実態や教員の意見を踏まえた業務の精選や効率化など、より一層の働き方改革の取組を促していきます。

⑤ 通信制高校における卒業に向けたサポートについて

【高校教育課】

多様な背景を持つ生徒が入学する通信制高校では、卒業に至るまでのサポートが必要と考えるが、どのように取り組まれているのか問う。

県内唯一の公立通信制高校である博多青松高校では、生徒の進路実現に向けたサポートとして、受講する科目を選択する際、担任を含む複数の教員による面談を実施し、生徒の希望進路に応じて必要な科目を選択できるように指導するほか、年2回の進路ガイダンス、夏季休業期間中の進路セミナー等を行っているところです。

また、学習指導の面では、月に1～2回の対面授業に加え、生徒がいつでも学校で教員に質問したり、レポートの指導を受けたりすることができるよう、生徒を支援する体制を整備しています。

さらに、ホームルーム活動を行うとともに、月2回程度の地区別学習会、希望に応じて参加できる学校行事や部活動を実施するなど、友人と触れ合う機会を設けているところです。

加えて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置して生徒が悩みを相談できるようにしています。

今後も、多様な生徒を受け入れる通信制高校として、生徒の学びのサポートを充実させていきます。

⑥ フリースクールやサポート校との情報交換について

【義務教育課・高校教育課】

〔 これまで不登校児童生徒への支援をしてきた実績のあるフリースクールやサポート校との情報交換を行ってはいかがか、教育長の見解を伺う。 〕

不登校児童生徒への支援については、多様な学習機会を提供することが重要です。このため、県教育委員会では、福岡県不登校児童生徒支援グランドデザインを策定し、フリースクール等の民間施設と連携し、支援の充実を図っているところです。

学校や市町村の教育支援センター等での多様な学びの場を充実していく観点から、不登校児童生徒や不登校経験のある生徒に学習機会を提供しているフリースクールや通信教育連携協力施設と互いの取組等について情報交換を行っていきたいと考えています。

① 大学入学共通テストへの対応について

【高校教育課】

センター試験と比較したときの大学入学共通テストの特徴を踏まえ、高校ではどのように対応してきたのか問う。

大学入学共通テストは、高等学校学習指導要領を踏まえて、知識・技能の確実な習得のみならず、「思考力・判断力・表現力」や柔軟な発想を問うことも重視して問題が作成されています。

具体的には、社会で自立的に活動していくために必要な力を測る観点から、複数の資料から必要な情報を適切に読み取る問題や、日常生活の中から課題を発見し解決方法を考える場面を題材にした問題がいわゆるセンター試験よりも増えています。

こうした中、高校においては、自ら課題を発見し、個人やグループ等で共に考え、主体的に判断して課題を解決する活動を特に重視して、授業改善に取り組んできたところであり、大学入学共通テストで求められる力の育成にもつながっているものと考えています。

② 英語の授業の在り方について

【高校教育課】

英語科の大学入学共通テストの傾向を踏まえた高校での英語の授業の在り方について、今後の取組も含めて問う。

大学入学共通テストにおける「英語」は、いわゆるセンター試験と比較をすると、リスニングの配点が増えてリーディングと同様になり、問題の題材もメールや新聞記事などの日常的な素材が扱われるなど、日常生活で活用できる実践的な英語力が問われる構成となっています。

高校における英語の授業では、実践的な英語力を育成するため、「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能を組み合わせ、例えば、「読んだことを基に考えを話して伝え合う」「聞き取った内容を書いて伝え合う」などの日常生活に近い英語活動を行っています。

さらに、評価に当たっては、定期考査に加え、授業中にスピーチやディスカッション等の実技テストを実施しているところです。

今後も、実践的な英語力を着実に育成する授業が行われるよう、ネイティブ英語教員による公開授業やALTとの合同研修会などを通じて、英語教員の指導力向上に努めていきます。

令和5年6月定例県議会（一般質問）

○ 公明党 稲又 進一 議員

6月14日

① 県立学校の空調設備設置の取組について

【施設課】

〔 県立学校の空調設備設置の取組について、教育長に伺う。 〕

学校における空調設備については、生徒の健康及び快適な学習環境を確保する観点から、生徒が多く時間を過ごす普通教室への整備を完了したところです。現在、各部屋の使用頻度などを考慮し、特別教室への整備を進めています。

また、体育館等の空調設備については、国の財政的支援がある特別支援学校において整備を進めていますが、高等学校の体育館や武道場には整備していません。

今後とも、県立学校における教育環境の整備に努めるとともに、財政的支援について、国に要望していきます。

① 高等学校入学支度金の貸与時期の前倒しについて

【社会教育課】

〔 入学支度金申請者が安心して進学準備ができるよう、貸与時期の更なる前倒しの実施について、教育長の考えを聞く。 〕

現在の貸与時期については、中学校などとの協議を踏まえ、検討を重ねた結果、事務処理上最短と考えられる日程に見直したものです。

見直し後には、公立高校の合格発表後3月末までに貸与するには、約1週間以内に2,000件近くに上る件数を処理する必要があり、極めて厳しい日程となっています。

このため、貸与時期の更なる前倒しについては、現時点では事務処理体制等の面から困難ですが、今後、生徒や保護者のニーズに沿った方策がないか、このことについて研究をしていきたいと考えています。

① 中学校の学校給食において選択方式を導入している自治体といわゆる全員給食の意義について

【体育スポーツ健康課】

〔 選択方式をとっている自治体を示すとともに、全員給食の意義について、教育長に問う。 〕

現在、主食やおかずについて、自治体が委託した弁当か、各家庭で用意するかを選択できる自治体は、春日市、大野城市、太宰府市、宇美町、須恵町、久山町の6市町です。

選択方式であれば、家庭の負担はあるものの、生徒個人の体調や体格に応じた最適な昼食を用意することが可能です。一方で、生徒全員が同じ学校給食を摂ることは、家庭における負担がなく、栄養教諭等の管理のもと、適切な栄養が確保される点で意義があると考えています。

② 学校給食費の無償化の取組等について

【体育スポーツ健康課】

〔 学校給食への各自治体の関心が高まる中、学校給食費の無償化の取組を広め、継続するための支援策等を講じる考えはあるのか、教育長に問う。 〕

学校給食費は、学校給食法において保護者が負担することとなっており、その負担の軽減については、学校給食の実施主体である各市町村において、地域の実情や保護者に対する支援の必要性等を勘案し、取り組まれるものと認識しています。

県教育委員会としては、一部の自治体で、学校給食費を無償化する取組が始められた現状を踏まえ、各市町村教育委員会に対し、各自治体の取組状況や国の少子化対策の動向について、適時、情報提供していきます。

① ものづくり人材の育成について

【高校教育課】

〔 ものづくり人材の育成を学校教育でどのように担うのか、教育長から見解を伺う。 〕

半導体や自動車など先端成長産業を含む地域産業界を担う人材を育成するため、県立工業高校においては、商工部との連携により、県内の関連企業の御協力をいただき、職場訪問や熟練の技術者による生徒・教員への技術指導などを行っています。

また、電子回路組立や化学分析などの各部門で技術・技能を競い合う「高校生ものづくりコンテスト」を実施しているほか、商工会議所等との連携のもと、年間500名を超える生徒が受験する技術認定制度を設けるなど、ものづくりに対する生徒の意識を高め、工業教育の活性化を図っているところです。

また、我が国の科学技術を担う人材を育成するため、県教育委員会では「高校生科学技術コンテスト」、若手科学者との交流会やスキルアップ講座を実施しており、毎年多数の生徒が参加しています。

今後とも、関係部局と連携し、県立高校において、高度専門技術者の派遣や、インターンシップの拡充などを図り、次代の地域産業を担う生徒の意欲や知識・技能を伸ばす教育に取り組んでいきます。

① 高齢者との関わり方や認知症への理解に関する取組について

【義務教育課・高校教育課】

〔 現在、学校教育の現場では「高齢者との関わり方」や「認知症への理解」について、どのように取り組まれているのか、また、今後どのように取り組まれるおつもりなのか、教育長に伺う。 〕

児童生徒の発達段階に応じ、小中学校では、道徳科や家庭科において、現在の生活を築いてくれた高齢者に尊敬と感謝を持って接することを学ぶとともに、介護の基礎となる体験的な活動を行っています。

また、高校段階では、家庭科の新学習指導要領において、新たに認知症が明記されており、高齢者の心身の特徴や、認知症への対応方法を含めた高齢者の自立生活の支援や介護等について学習しています。

県教育委員会としては、これらの教科を中心に、認知症への理解を含め、高齢者との関わり方等について学習を進めていきます。

① 地域クラブ活動の構築に向けたこれまでの取組と県ガイドライン策定の目的について

【体育スポーツ健康課】

〔 本年3月、本県における地域クラブ活動の構築に向けたガイドラインが示されたが、その主な目的とここに至るまでの取組について伺う。 〕

生徒数の減少や教職員の負担などの課題に対応するため、部活動の地域移行を進める方向性が国から示され、これに沿って本県では、生徒や保護者への意識調査や市町村へのヒアリング、部活動改革協議会の開催及びモデル地域による実践研究等を実施してきました。

こうした取組を通して得られた成果や課題を踏まえ、教員の働き方改革を推進しつつ、今後とも子供たちのスポーツに親しむ機会を確保するため、本県の実態に即した新たなスポーツ環境の構築を目指すガイドラインを策定したものです。

② 市町村の取組に対する支援について

【体育スポーツ健康課】

〔 今後、県として市町村の取組をどのように支援していくか、教育長の考えを伺う。 〕

現在の部活動を取り巻く厳しい状況を踏まえ、今後とも子供のスポーツ環境を維持するため、県教育委員会では、今年度からの3年間を市町村における部活動の地域移行「改革推進期間」と位置付けています。

このため、地域移行の在り方を検討する市町村の協議会への助成を行うとともに、関係部局と連携し、地域のスポーツ協会及び競技団体を統括する県スポーツ協会の体制強化や、各教育事務所における相談・支援体制の整備を進めています。

また、現在、モデル地域において地域移行の実証事業を行っており、その成果を市町村へ周知していくこととしています。

こうした地域移行にあたっては、市町村において運営団体や指導者の確保、費用負担等の課題があることから、県教育委員会としては、必要な財政措置について、引き続き、国へ強く要望していきます。

① 授業におけるICTの活用について

【**高校教育課**・**義務教育課**】

〔 学校の授業を、子供が自分から生き生きと学ぶ場にするため、ICTを学習手段としてどのように使っていくのか、教育長に聞く。 〕

児童生徒が生き生きと学ぶ授業づくりのためには、一人一人にとって分かりやすく、自らが主体となって活動する場を充実させることが重要であり、そのためにはICTの活用が非常に有効であると考えています。

ICT活用により、例えば、授業で扱っているテーマについて、自分が疑問に思ったことをインターネットで調べ、グループで情報を整理し意見交換を行ったり、クラスでプレゼンしたりするなど、個々の興味・関心や能力に応じた児童生徒主体の授業が展開できます。

また、身近になったオンライン交流により、教室に居ながら他校や海外の児童生徒と意見交換をしたり、大学や企業で活躍する人に質問したりすることで、多様な他者と関わり、楽しみながら学ぶ活動を充実させています。

県教育委員会としては、児童生徒が自己の特性や学習進度に応じた「個別最適な学び」と、探究活動や体験活動等を通じた「協働的な学び」を一体的に進めるためのツールとして、ICTの活用を推進し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に取り組んでいきます。

② 不登校対策としてのICTの活用について

【**義務教育課**・**高校教育課**】

〔 増えている不登校に対しても、ICTを使って何か対応ができないのか、教育長の考えを聞く。 〕

各学校においては、一人一台端末を活用し、学校と不登校児童生徒の家庭をつないで、自宅からオンラインで授業を受けることができたり、課題の配信や学習アプリでの問題演習ができるようにするなど、ICTを活用した学習支援を行っているところです。

さらに、県教育委員会では、心理・社会福祉・教育等を学んでいる学生ボランティアと小中学校の不登校児童生徒をオンラインでつなぎ個別支援を行うラーニングサポーター事業を昨年度から実施しており、本年度からは、より多くの不登校児童生徒が利用できるよう、手続きの簡便化を図ったところです。

今後とも、不登校児童生徒一人一人の社会的自立を目指して、ICTを効果的に活用しながら不登校対策に取り組んでいきます。

① 県立高校におけるインクルーシブ教育の取組の現状と今後の展開について

【特別支援教育課】

高校におけるインクルーシブ教育の取組の現状をお教え願う。また、インクルーシブ教育の推進に向け、障がいのない生徒や全ての教員に展開していく必要性があると考えるが、今後の高校教育としての展開はどのように考えているか、問う。

県立高校では、障がいのある生徒に対して、通級による指導の実施、医療的ケアを行う看護職員や介助を行う支援員の配置、医師や臨床心理士など専門家による巡回相談など、生徒のニーズに応じた支援に取り組んでいます。

一方、障がいのない生徒に対しては、障がいのある生徒とその支援に対する正しい理解と認識を深めるため、相互の交流及び共同学習を実施しています。

また、教員に対しては、特別支援教育コーディネーターを全校に配置し、校内体制を整備するとともに、通級担当教員や若年教員、管理職を対象に、障がいへの理解を深めるための研修を実施しています。

県教育委員会としては、今後もこうした取組を継続し、インクルーシブ教育を着実に実施していきます。

① 活断層上に立地する危険性も踏まえた県立学校の建替や改修について

【施設課】

〔 県立学校の建替や改修を進めるにあたり、活断層の上に立地する危険性も踏まえた整備が必要と考えるが、現状と計画方針について、教育長に伺う。 〕

県立学校施設の建替や改修については、平成30年3月に策定した福岡県立学校施設長寿命化計画に基づき進めているところです。

そしてその計画を進めるにあたり、建替の場合は、震度6程度の大地震においても校舎に大きな損傷が生じないように、通常の耐震基準の1.25倍の構造耐力をもたせた設計を行っているところです。

また、活断層上に立地すると推定される県立学校を建築する場合は、校舎を分離して配置するなど、地割れによるリスクを分散させる設計上の配慮を行っています。引き続き、このような観点により、学校施設の安全性の確保に努めていきます。